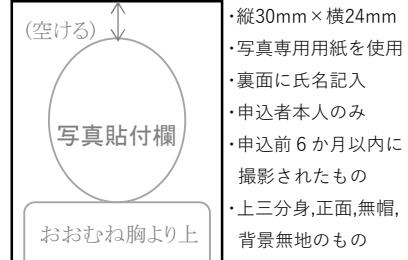


プレス機械作業主任者技能講習		受講申込書-技2604		申込み先	支部
学科希望日	月 日(～)	→学科会場		受講番号	
実技希望日	<input checked="" type="checkbox"/> 実技会場			※基準協会記入欄 確 認	<input checked="" type="checkbox"/> 印 <input checked="" type="checkbox"/> 印
↓別紙の(1)受講資格区分欄を確認のうえ○印をつけてください。 ↓テキストを既にお持ちの方は○印をつけてください。					
受講区分	A · B	講習用テキスト	不要	備考	※基準協会記入欄

- 別紙を確認のうえ、必要な添付書類と併せてお申込みください。受講票を発行します。
- 人数制限の都合で希望日に受講できない場合があります。空席状況を確認してください。
- 開催案内書で日程・会場等の詳細を確認のうえ記入してください。
- 貼付写真の内容が基準を満たしていない場合、撮り直しをお願いすることがあります。
- 記載された個人情報は本講習の管理にのみ使用します。



受講者 フリガナ	氏	名	(併記希望者のみ記入)			
氏名			旧姓を使用した 氏名 又は通称			
生年月日	昭和 · 平成	年	月	日	才	↑修了証氏名欄に併記 します。別紙の(3)参照
現住所						TEL
事業場名						TEL
所在地						FAX
申込担当者	所属部課	氏名				

↓作業主任者技能講習を申込む場合は、いずれかに○印をつけてください。講習終了後に合否結果通知書を郵送します。  
合格の通知書が届いた方は、申込み先の支部窓口にて修了証の受取り手続き（窓口来所又は郵送）を行ってください。

合否送付先	事業場所在地 · 受講者現住所	(その他の送付先を希望する場合はご連絡ください。)
-------	-----------------	---------------------------

受講料等の支払い・申込み方法 ↓いずれかの番号に○印をつけ、振込月日等を記入(□)してください。

1 適格請求書を希望する : ____月____日に <input type="checkbox"/> 広島・ <input type="checkbox"/> もみじ 銀行へ振込予定。[請求宛名 : <input type="checkbox"/> 事業場名 · <input type="checkbox"/> 受講者氏名] 申込書、添付書類を支部へ郵送してください。支部より請求書を発行します。※受講日より前にお支払いください。	
2 申込み先の支部窓口で支払う : ____月____日頃に手続き予定。[領収宛名 : <input type="checkbox"/> 事業場名 · <input type="checkbox"/> 受講者氏名] 受講料、テキスト代、申込書及び添付書類を受講日より前に支部へ持参してください。	
※注意※	受講の仮予約においては、受講日2週間前までに上記1~2により正式な申込み手続きを行ってください。 手続きが行われない場合、予約をキャンセルさせていただくことがありますのでご了承ください。

申込み先 (次の広島県労働基準協会の支部まで)		営業時間：平日8:30～17:00 (呉支部は水曜日も休業日です。)
広島中央支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階	(TEL:082-228-5475 FAX:082-221-5045)
呉支部	〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階	(TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324)
福山支部	〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1	(TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034)
三原支部	〒723-0052 三原市皆実1-26-1 able皆実102	(TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601)
尾道支部	〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター202(TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444)	
三次支部	〒728-0013 三次市十日市東2-12-20 G・Tビル101	(TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947)
広島北支部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階	(TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562)
廿日市支部	〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26	(TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852)

## (1) 受講資格区分・添付書類について

講習名	区分	受講者の資格区分	講習時間	免除科目	添付書類
プレス 機械 主任者	A	プレス機械による作業に <b>5年以上</b> 従事した経験を有する者。	学科／15時間	なし	・本人確認書類(写) ・従事期間証明書 (5年以上)
	B	①職業能力開発促進法(昭44法第64号)(以下、能開法という。)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練うち、職業能力開発促進法施行規則(昭44労働省令第24号)(以下、能開則といふ)別表第2の訓練科の欄に定める金属加工系塑性加工科又は金属加工系溶接科の訓練を修了した者で <b>4年以上</b> 、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者。	学科／2時間	法令以外	・本人確認書類(写) ・訓練修了証書(写) ・従事期間証明書 (4年以上)
	B	②能開法の一部を改正する法律(平4法第67号)による改正前の能開法(以下、旧能開法といふ)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、能開則等の一部を改正する省令(平5労働省令第1号。以下、「平5改正省令」といふ。)による改正前の能開規則(以下「平5改正前の能開則」といふ。)別表第3の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科又は金属プレス科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭60法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」といふ。)第10条の準則訓練である養成職業訓練法(以下「旧訓練法」といふ。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で <b>4年以上</b> 、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者。	学科／2時間	法令以外	・本人確認書類(写) ・訓練修了証書(写) ・従事期間証明書 (4年以上)
	B	③旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる金属成形科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で <b>4年以上</b> 、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者。	学科／2時間	法令以外	・本人確認書類(写) ・訓練修了証書(写) ・従事期間証明書 (4年以上)
	B	④能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開則別表第4の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科又は金属プレス科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者で <b>4年以上</b> 、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者。	学科／2時間	法令以外	・本人確認書類(写) ・訓練修了証書(写) ・従事期間証明書 (4年以上)
	B	⑤訓練法規則の一部を改正する省令(昭53労働省令第37号。以下「昭53改正省令」といふ。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平5改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち昭53改正省令による改正前の訓練法規則(以下「旧訓練法規則」といふ。)別表第2の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科若しくは金属プレス科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科若しくは金属プレス科の訓練を修了した者で <b>4年以上</b> 、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者。	学科／2時間	法令以外	・本人確認書類(写) ・訓練修了証書(写) ・従事期間証明書 (4年以上)
	B	⑥訓練法規則の一部を改正する省令(昭49労働省令第14号)による改正前の訓練法規則別表第8の訓練科の欄に掲げる板金科の訓練を修了した者で <b>4年以上</b> 、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者。	学科／2時間	法令以外	・本人確認書類(写) ・訓練修了証書(写) ・従事期間証明書 (4年以上)
	B	⑦能開法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、金属プレス加工、鉄工、建築板金又は工場板金に係る一級又は二級の技能検定に合格した者(鉄工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において製缶作業を試験科目として選択した者に限る。)	学科／2時間	法令以外	・本人確認書類(写) ・訓練修了証書(写)
	B	⑧能開法第28条第1項に規定する能開則別表第11の免許職種の欄に掲げる塑性加工科の職業訓練指導員免許を受けた者。	学科／2時間	法令以外	・本人確認書類(写) ・当該免許証(写)

## (2) 本人確認書類として添付できるもの（現在の氏名、生年月日が判読できる書類の写し）

- ・自動車運転免許証（表裏）
- ・個人番号カード（表面のみ）
- ・住民票 又は 住民票記載事項証明書
- ・労働安全衛生法等に基づく免許証 又は 技能講習修了証（表裏）
- ・外国籍の方は、在留カード 又は 特別永住者証明書のいずれかひとつを添付してください。

## (3) 旧姓を使用した氏名 又は 通称の併記を希望する場合の証明書として添付できるもの（写し）

- ・旧姓を使用した氏名の場合  
戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証、個人番号カード（表面のみ）のいずれかひとつを添付してください。
- ・通称の場合  
通称を併記した住民票、自動車運転免許証又は個人番号カード（表面のみ）のいずれかひとつを添付してください。

## (4) 従事期間証明書

従事期間証明書							プレス機械作業主任者技能講習				
受講者氏名	生年月日						年	月	日	才	
現住所											
↓別紙の(1)の受講資格区分欄で内容を確認のうえ○印をつけてください。											
受講資格区分	A (5年以上)	B① (4年以上)	B② (4年以上)	B③ (4年以上)	B④ (4年以上)	B⑤ (4年以上)	B⑥ (4年以上)				
プレス機械による作業に従事した期間	年	月	日	～	年	月	日まで	年	月	か月	
★継続中の場合、期間の末日には証明日と同じ日付を記入してください。また途中に従事しない期間がある場合、年月数にはその期間を除いた数を記入してください。											
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。											
証明日	年	月	日								
事業場所在地								担当者所属 部課・職名			
事業場名称								担当者氏名			
事業者職名	事業者氏名								T E L		
★従事期間証明は、事業場を代表する者（社長、支店長、工場長、市長等）又は業務経歴を管理する部門の長（人事部長、総務部長等）の職名及び氏名で受けてください。											
★証明書を作成した担当者所属等及び氏名を記入してください。内容について問合せすることができます。											
★従事期間が、二以上の事業場の勤務年数を合算しなければならないときは、それぞれについて従事期間証明が必要となります。											

## (5) 添付書類貼付欄

- ・資格等の名称と氏名・交付番号・交付日等が確認できること。